足立区災害時のトイレ確保・管理計画（素案）に関する
パブリックコメントの実施結果について

１　パブリックコメントの実施状況

（１）実施期間

令和８年７月２７日（月）から８月３１日（月）まで

（２）意見提出者数・意見件数

ア　意見提出者数・意見件数　６名（２０件）

イ　提出方法

（ア）区ホームページの意見受付フォーム　２名（　９件）

（イ）Ｅメール　０名（　０件）

（ウ）ＦＡＸ　０名（　０件）

（エ）郵送　０名（　０件）

（オ）窓口への持参　０名（　０件）

（カ）避難所運営本部役員会での受理　４名（１１件）

２　意見の構成

内容	件数
１　区の方針に関するご意見	１５件
２　災害時のトイレ運用に関するご意見	５件

足立区災害時のトイレ確保・管理計画（素案）に関する
意見の概要と区の考え方

いただいた意見を分類・要点整理しています。

1　区の方針に関するご意見

No.	意見の概要	区の考え方	全文一覧 参照番号
1	区内には在宅避難可能な集合住宅も多くあり、災害時、できるだけ自宅で過ごしてもらう方針が必要である。	大規模災害時に避難所の過密化やそれに伴う衛生環境の悪化（災害関連死のリスク等）を防ぐためには、倒壊や焼失等の危険がない限り、住み慣れた自宅で生活を継続する「在宅避難」を推進することが必要だと考えます。 在宅避難者への支援にあたっては、本計画 19 頁「施策１：携帯トイレの増備蓄」に基づき、在宅避難者への配布を見据えた携帯トイレの増備蓄を推進するとともに、同頁「施策２：災害時のトイレ空白地域の解消」に基づき、在宅避難者が利用しやすい区立公園への各種災害用トイレ（携帯トイレ、自己処理型トイレ、仮設トイレ）の配備を推進していきます。	1
2	簡易トイレについて、配布や補助金、斡旋などの取り組みをして欲しい。	【配布について】 東京都が策定した「首都直下地震等による東京の被害想定（3 頁掲載）」によると、足立区全域で一斉に水洗トイレが機能不全になることは想定されていないため、全世帯への一律配布は考えておりませんが、本計画 19 頁「施策１：携帯トイレの増備蓄」に基づき、在宅避難者への配布を見据えた携帯トイレの増備蓄を進めていきます。 （参考）首都直下地震等による東京の被害想定 報告書【抜粋】 想定地震：都心南部直下地震 下水道被害率： 6.6％ 上水道被害率：49.7％	1

2	簡易トイレについて、配布や補助金、斡旋などの取り組みをして欲しい。 前頁続き	【補助金について】 災害時において区が推奨する在宅での避難に努める一定規模以上のマンションを支援するため、防災備蓄品の購入に係る経費の一部を助成しています。詳細については足立区ホームページをご覧ください。 【マンション防災備蓄品の購入費用を助成HPリンク】 https://www.city.adachi.tokyo.jp/kaihatsu/mansyon_bitiku_jyosei.html 【斡旋について】 防災用品を通常より安い特別価格で購入できる取り組みを行っております。詳細については足立区ホームページをご覧ください。 【防災用品あっせんHPリンク】 https://www.city.adachi.tokyo.jp/saigai/jisinsaigainitaisurukokorogamae.html	1
3	簡易トイレだけでは衛生を保つことができないため､トイレットペーパーや手指消毒剤､ウエットティッシュ､使用後の簡易トイレを保管するためのごみ袋や衛生処理用の使い捨て手袋などの備蓄が必要である。	携帯トイレをはじめ、トイレットペーパーや手指消毒剤、ごみ袋、使い捨て手袋などの備品につきましては、既に避難所等の施設への備蓄が完了しておりますが、量については、今後、増備蓄するなど検討してまいります。また、ご指摘いただいたウエットティッシュにつきましては、現状、備蓄していないため、利便性や保管効率等を踏まえ、今後の備蓄について検討してまいります。	1
4	学校などにアースイントイレを設置しているようだが､真夏や梅雨などに地中からトイレを設置するのは現実的ではない。 下水道直結のマンホールトイレを増やすのが一番現実的だと思う。	アースイントイレは、阪神淡路大震災以降に第一次避難所となる区内全小・中学校に設置しましたが、耐用年数の経過に伴い、既に区内全小・中学校で撤去いたしました。 それに代わるマンホールトイレの整備に関して、区内小・中学校につきましては､「足立区学校施設の個別計画」において、マンホールトイレの整備を位置付けており、学校改築・校庭改修等のタイミングで順次整備をしています。 （参考）令和８年４月現在　１０４校中４４校整備済み また、避難所施設周辺の公道にある下水道局指定のマンホールを活用するため、簡易便座等の資機材を備蓄しております。	1

5	【概要のみ公表希望】 携帯トイレを各家庭に配布して欲しい。	東京都が策定した「首都直下地震等による東京の被害想定（3 頁掲載）」によると、足立区全域で一斉に水洗トイレが機能不全になることは想定されていないため、全世帯への一律配布は考えておりませんが、本計画 19 頁「施策１：携帯トイレの増備蓄」に基づき、在宅避難者への配布を見据えた携帯トイレの増備蓄を進めていきます。具体的には、第一次避難所での携帯トイレの配布に加え、町会・自治会倉庫等に携帯トイレを配備し、在宅避難者へ配布できる体制を検討してまいります。	―
6	【概要のみ公表希望】 町会の会館や備蓄倉庫に携帯トイレを配布して欲しい。	本計画 19 頁「施策１：携帯トイレの増備蓄」に基づき、在宅避難者へ迅速に配布するため、避難所への携帯トイレの備蓄に加え、町会・自治会倉庫や区立公園等へ展開するなど、現在ある施設を活用して携帯トイレの分散備蓄を推進していきます。 配布時期、個数等については、検討してまいります。	―
7	【概要のみ公表希望】 断水しても使えるトイレの準備が必要である。	大規模災害時には広域的な断水が想定されることから、本計画 19 頁「施策１：携帯トイレの増備蓄」に基づき、携帯トイレの増備蓄を推進していくとともに、同頁「施策２：災害時のトイレ空白地域の解消」に基づき、断水しても使用できる各種災害用トイレ（携帯トイレ、自己処理型トイレ、仮設トイレ）の区立公園への配備を推進していきます。	―
8	【概要のみ公表希望】 女性に配慮し、生理用品を備えることが大切である。	本区では、既に第一次避難所等に備蓄物資として生理用品を確保・備蓄しておりますが、ご意見のとおり備えることが大切な物品ですので、水や食料、携帯トイレと同様にご家庭での備蓄についても周知・啓発を行ってまいります。	―

9	【概要のみ公表希望】 避難所トイレは、数、衛生、安全、プライバシー、使いやすさが重要である。	ご意見いただきました、配慮すべき事項、衛生管理等につきましては、一括で回答させていただきます。 本計画 25 頁以降掲載「第Ⅳ章．本計画の前提基準」のとおり、災害時のトイレで配慮すべき事項、衛生管理等につきましては、国や都のガイドライン等においても重要性が示されております。 本区におきましては、これら国や都のガイドライン等の内容を踏まえ、今年度策定予定の本計画 20 頁「施策３：災害時のトイレ運用マニュアルの策定」の中に、具体的な運用手順等を定めて、それぞれの施策を推進してまいります。	―
10	【概要のみ公表希望】 トイレの数は避難者 50 人に 1 基程度を目標にして一刻も早く設置することが重要である。		
11	【概要のみ公表希望】 高齢者、障がい者、子供、女性の対応を考えたトイレを多くすることが重要である。		
12	【概要のみ公表希望】 男女別のプライバシーを考慮した対応が必要である。		
13	【概要のみ公表希望】 安全面を考慮して夜間照明を設置し、トイレまでの通路を明るくすることが重要である。		
14	【概要のみ公表希望】 防犯上、人の目に届く場所にトイレを設置することが重要である。		
15	【概要のみ公表希望】 トイレを清潔に保つ仕組み（定期的な清掃、手洗い水・消毒液の確保、汚物の処理、悪臭・害虫対策等）が重要である。		

２　災害時のトイレ運用に関するご意見

No.	意見の概要	区の考え方	全文一覧 参照番号
1	避難所ではトイレ出入り後の靴などの消毒をあわせて行わないと居住スペースに菌を持ち込むことになり、感染症の蔓延の原因と成り得る。	本計画 26 頁「（４）トイレの衛生管理」掲載のとおり、国のガイドラインにおいても室内トイレにおける専用履物の用意が衛生管理上のポイントとして示されています。 これを踏まえ、今年度策定予定の本計画 20 頁「施策３：災害時のトイレ運用マニュアルの策定」の中に、ご意見にありますトイレ出入り時における足元の衛生管理を含めた具体的な運用手順を定めてまいります。	1
2	避難所運営で真っ先に必要なのはトイレを汚損される前に簡易トイレの設置を行う対策です。	ご指摘のとおり、過去の被災地では、断水等により使用できないトイレを使用し、汚損してしまう事例が報告されています。 これを踏まえ、今年度策定予定の本計画 20 頁「施策３：災害時のトイレ運用マニュアルの策定」の中に、ご意見にあります既設トイレの汚損を防止するための携帯トイレの具体的な運用手順を定めてまいります。	1
3	【概要のみ公表希望】 マンホールトイレや携帯トイレに慣れておくことも大切だと思う。	区では、区イベントや防災講演会などの機会を通じて、災害用トイレの使い方等の普及啓発に努めています。 また、地域の避難所運営訓練においても、避難所トイレの設置手順等を重要訓練メニューとして位置付けており、実体験を通じた周知・習熟を推進してまいります。	―
4	用を足した後の処分が大切である。	使用済み携帯トイレや仮設トイレのし尿汲み取りに係る処分については、「足立区災害廃棄物処理計画」に基づき、処分を行います。 避難所における使用済み携帯トイレの一時保管方法等は、今年度策定予定の本計画 20 頁「施策３：災害時のトイレ運用マニュアルの策定」の中に、臭気対策や一時保管方法、収集までの保管場所の選定など、具体的な運用手順等を定めてまいります。	2

5	【概要のみ公表希望】 大規模災害時、一定期間は水洗トイレの使用は控え、簡易トイレを優先し、排水管や下水道管等の点検後に水洗トイレを使用するのはいかがか。	過去の被災地では、断水等により使用できないトイレを使用し、汚損してしまう事例が報告されています。 これを踏まえ、今年度策定予定の本計画 20 頁「施策３：災害時のトイレ運用マニュアルの策定」の中に、発災直後は携帯トイレ等の利用を優先することに加え、避難所での設備等の簡易点検や区によるライフラインの復旧・安全確認の状況に応じた水洗トイレへの移行など、段階的な運用手順等を定めてまいります。	－

足立区災害時のトイレ確保・管理計画（素案）に関する
いただいたご意見（全文掲載）

No.	いただいたご意見
1	災害時、トイレの問題は全区民に影響します。 区内には在宅避難可能な集合住宅も多くあり、できるだけ自宅で過ごしてもらう方針が必要です。 電気や上水道は比較的早く復旧できても、過去の災害では下水道施設の復旧に時間がかかったケースもあり、東日本大震災の被災地では１ヶ月以上経過しても水道の復旧ができない、復旧しても断水にせざるを得ないという事例がありました。 家庭や職場などへの簡易トイレの備蓄に関しては備蓄を呼びかけるだけでなく、配布や補助金、廉価での斡旋などの積極的な取り組みをしてほしいです。 またトイレだけでなく、あわせてトイレットペーパーや手指消毒剤、ウエットティッシュ、使用後の簡易トイレを保管するためのごみ袋や衛生処理用の使い捨て手袋などをセットで備蓄するようにしていかないと、簡易トイレだけでは衛生を保つことができません。 学校などの避難所ではトイレ出入り後の靴などの消毒をあわせて行わないと居住スペースに菌を持ち込むことになり、感染症の蔓延の原因と成り得ます。 また避難所運営で真っ先に必要なのはトイレを汚損される前に簡易トイレの設置を行う対策です。 避難所となる学校等では緊急の安全確保の後、速やかに簡易トイレを使用する体制をつくらないと、そのまま使用されてしまい汚損したトイレは清掃もままなりません。 足立区では学校などにアーストイレを設置しているようですが、真夏や梅雨などに地中からトイレを設置するのは現実的ではないと思います。肉体労働になりますし、泥だらけになってもシャワーを浴びることもできませんから。 下水道直結のマンホールトイレを増やすのが一番現実的だと思います。
2	用を足したあとの処分が大切である。 この点について、どうするかが問題である。